証券検査に関する基本指針 新旧対照表 現 行 後 改 正 I 検査の基本事項 I 検査の基本事項 3. 関係部局との連携等 3. 関係部局との連携等 (1) 財務局等(証券取引等監視官部門) 検査の実施に当たっては、証券監視委と財務局等(財務局、財務支局及 検査の実施に当たっては、証券監視委と財務局等(財務局、財務支 び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。)との間で、合同検査の積極的活用、 局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。)との間で、合同検査の積 検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。ま 極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査の実 た、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において、 施に努める。また、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結 財務局等を支援し、一体的に検査に取り組むものとする。 果の処理等において、財務局等を支援し、一体的に検査に取り組むも のとする。 (2) 監督部局等 なお、金融庁検査局又は監督部局等の関係部局との間においては、それ 金融庁及び財務局等の監督部局との間では、監督を通じて把握され ぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図るものとする。 た情報と検査を通じて把握された情報をタイムリーに交換すること 等によって情報を共有し、相互の問題意識を共有するなど、連携を図 るものとする。また、検査に際しては、オンサイトの検査とオフサイ

- 4. 自主規制機関との連携等
- (1) 自主規制機関(金融商品取引業協会及び金融商品取引所をいう。以下同じ。)が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視

4. 自主規制機関等との連携等

ものとする。

(1) 自主規制機関

自主規制機関(金融商品取引業協会<u>並びに</u>金融商品取引所<u>及び自主</u> 規制法人をいう。以下同じ。)が実施する所属会員等に対する監査・

トのモニタリングの一体化など、監督部局と切れ目のない連携を図る

金融庁検査局との間では、問題意識等を共有し、金融グループ内の検査対象先に対する検査を連携して実施するほか、検証項目の設定や

検査の時期・方法等に関し、連携を一層強化するものとする。

委が実施する検査との連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努めるものとする。

(2) こうした観点から、自主規制機関との間では、「証券検査実施計画」 (II 2. 参照)の調整、情報交換及び検査官の研修における連携を推進 するとともに、自主規制機関の業務の状況等を把握し、必要に応じて、 自主規制機関に対して検査を実施するなど、自主規制機能の強化に資 するものとする。

(新設)

(新設)

考査等と、証券監視委が実施する検査との連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努めるものとする。

こうした観点から、自主規制機関との間では、「証券検査実施計画」 (II 2. 参照)の調整、情報交換及び検査官の研修における連携を推進 するとともに、自主規制機関の業務の状況等を把握し、必要に応じて、 自主規制機関に対して検査を実施するなど、自主規制機能の強化に資 するものとする。

(2) 捜査当局等

悪質性の高い業者による詐欺的な営業や無登録業者によるファン ドの販売等に対応するため、捜査当局等との連携を強化するものとす る。

(3) 海外証券規制当局等

海外証券規制当局等との間では、海外・クロスボーダー業務の拡大等に対応するため、証券規制当局間の多国間情報交換枠組み(MMOU)等を活用した情報交換や検査の実施における協力などを通じて、連携を強化するものとする。